

裁 判 所	大阪高等裁判所
事 件 番 号	令和元年（行コ）第96号
事 件 名	遺族補償給付等不支給処分取消請求控訴事件
判決年月日	令和2年10月1日
判 示 事 項	ウイルス性の劇症型心筋炎の発症と長時間労働等との間の因果関係（業務起因性）の判断について、医学的知見と相いれない判断が許されるわけではなく、医学的知見に照らしても首肯し得る経験則が参照されるべきであるなどとして、業務起因性が否定された事例
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、有限会社Bが経営するレストランCの調理師として勤務していた亡夫A（以下「本件被災者」という。）の配偶者であったX（原告・被控訴人）が、本件被災者がウイルス性の劇症型心筋炎（以下「本件疾病」という。）を原因として死亡したのは、Cにおける長時間労働等の過重業務が原因であると主張して、労働者災害補償保険法に基づいて療養補償給付等の支給を請求したところ、処分行政庁において、いずれも不支給とされたため、その不支給処分の取消しを求めた事案である。なお、ウイルス感染症である本件疾病は、平成13年12月12日付け基発1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」の対象疾病に含まれていない。</p>
訟 務 月 報	67巻6号